

## 日本聖公会保育連盟 永年勤続功労者表彰規定

- 第1条 聖公会保育に永年にわたり携わり、功労のあった者に対する表彰は本規定の定めるところによる。
- 第2条 永年勤続功労者として表彰を受ける者は、毎年3月31日現在、勤続した年数が、満10年、満20年、満30年、満40年、満50年に達した聖公会関係幼稚園、保育園、認定こども園、その他の保育施設の園長、保育者、常勤職員、チャプレンのうちから表彰申請のあった者に対して常任理事会がこれを決定する。
- 第3条 永年勤続功労の表彰は、毎年、保育者大会においてこれを行う。
1. 前項の表彰は次の通りとする。
    - イ. 表彰状の授与
    - ロ. 記念品の贈呈
  2. 表彰は理事長が行う。
- 付 則 本規定は1985年4月1日より施行する。  
1996年4月1日改正。  
2015年5月20日改正。